

8-17-10-2

在宅就業問題研究会（第一次）報告

平成2年2月8日

労 動 省 婦 人 局

平成2年2月8日

労 働 省 婦 人 局 長
佐 藤 ギ ン 子 殿

在 宅 就 業 問 題 研 究 会
座 長 高 橋 久 子

在宅就業問題研究会は、平成元年6月8日第1回会議を開催以来5回にわたり、在宅就業に関する問題点と今後の対策の在り方等について検討を重ねてきたが、このたび、在宅就業のうち主として印刷関係のワープロ作業に関する問題点と当面の対策の在り方等について検討結果を取りまとめたので、別紙のとおり報告する。

在宅就業問題研究会（第一次）報告

平成 2 年 2 月 8 日

自宅等で作業する人々の中には、雇用労働者ではないものの、仕事の発注者との間で事実上は対等の立場ではなく雇用労働者と類似した状態におかれている者がある。これらの者に関するところでは、法律上は主として昭和 45 年に制定された家内労働法の定めるところにより、労働条件等の向上が図られている。最近、同法の制定当時にみられた分野における家内労働者数は減少傾向にある。特に、印刷業関係においては、従来から印刷業者の委託を受けてタイプ打ちを行う家内労働に従事する者が相当数みられたが、この種のタイプ打ち作業は減少し、急速にワープロ作業に替わりつつある。これ以外にも、情報機器の発達に伴い自宅でこれらの機器を使用して作業を行う者が増加するなど、自宅等で作業する者の構造が変化しており、それらの者の従事する作業内容等は、従来型の家内労働とは大きく異なっている。さらに、情報機器の発達により出現したこのような新しい作業の形態は、今後、急速な情報機器の開発・発達、情報ネットワーク化の進展等により様々な方面で展開されることが予想される。

こうした状況を背景として本研究会は、①自宅等で情報機器を使用して行う作業の実態と問題点の検討、②それらの問題に対する対策の在り方、③このような作業と家内労働法との関係を検討のテーマとした。今回は、検討の対象として、主として印刷関係のワープロ作業を取り上げた。これは、従来、家内労働として行われていたタイプ打ち作業が急速にワープロ作業に代替されている状況があることを考慮したためである。

分析の資料としては、昭和 63 年 10 月から 11 月にかけて主として印刷関係のワープロ作業を発注している事業所及びその作業を行っている者を対象に労働省が実施した「昭和 63 年在宅就業訪問調査」の調査結果を利用した。

なお、情報機器と通信手段の発達により会社に出勤することなく自宅等で行う仕事で、使用者の指揮監督下の労働であり、報酬が労務対償性をもつてゐるなどの実態がある場合に

は、使用者との使用従属関係を前提として「在宅勤務」という表現が用いられることがある。本研究会においては、使用従属性がなく、自宅等において情報機器を使用して作業している者を検討の対象とし、本報告では、このような就業形態を「在宅就業」と表現した。

1 在宅就業の実態

労働省が実施した「昭和63年在宅就業訪問調査」の結果によれば、印刷関係のワープロ作業を中心とする在宅就業の実態は、概ね次のとおりである。

(1) 調査対象の属性

労働省の実施した調査は、主としてワープロ作業等を在宅就業者に発注している印刷関係の事業所と、この事業所から仕事を受注している在宅就業者個人を対象としている。

個人調査については、その対象のほとんどすべてが女子（97.6%）で、年齢は「30歳以上40歳未満」（47.3%）、「40歳以上50歳未満」（27.5%）が多い。在宅就業を開始した時期は「昭和60・61年」（43.5%）、「昭和62・63年」（41.5%）などが多く、調査対象期日（昭和63年10月1日）までの在宅就業としての経験年数は少ない。

また、事業所調査については、在宅就業を導入した時期はやはり「昭和60・61年」（50.0%）、「昭和62・63年」（23.1%）が多い。

(2) 契約等

在宅就業者の就業理由（複数回答）については、「家の中で行える仕事である」（70.5%）が最も多く、次いで、「自分で就業時間が自由に決められる」（51.2%）、「専門的知識・技能・技術を生かしたい」（39.6%）、「家事、家族の世話をしなければならない」（34.8%）などである。

在宅就業者の募集方法については、事業所の募集方法（複数回答）としては「社員・知人等縁故」（50.9%）が多く、在宅就業者の就業経路としても「知人などからの紹介で」（41.1%）が多い。次いで、事業所では「退職者の中から選抜」（事業所の17.6%）とするものが、在宅就業者では「勤めていた（勤めている）事業所の要請により」（在宅就業者の17.4%）とするものが多い。

事業所が在宅就業者の募集、選抜に際し重視する項目（複数回答）は、「技能・経験を有すること」（37.0%）が最も多く、次いで、「会社の機種と互換性のあるものを所持している人」（22.2%）、「会社の近くに在住する人」（18.5%）などとなっている。

在宅就業者が仕事を請け負っている事業所数については、1事業所のみから仕事の発注を受けている在宅就業者（82.1%。過去には複数事業所から請け負ったことがある者10.6%を含む。）がほとんどであり、特定の事業所への依存関係は高い。

機器の所有関係については、リース会社から借りている場合も含め在宅就業者自身が準備している場合（在宅就業者の約7割）が多い。そのうち、就業に当たって新たに機器を購入した者（同約3割）が約半数となっている。

就業条件の明示については、「□約束による」もの（73.9%）がほとんどであり、「契約書等書面による」もの（24.6%）は4分の1にすぎない。

報酬の決定要因（複数回答）については、親会社等から事業所が請け負った「受注単価」とする事業所（事業所の43.5%）が多く、次いで、「工賃等の地域相場」とする事業所（同42.6%）が多い。報酬を計算する基準については、一文字当たり、用紙一枚当たりなどが多く、この単価のバラツキは大きい。

報酬金額に対する在宅就業者の満足度については、満足している者（=大変満足+まあ満足）が35.8%、普通が31.4%、不満とする者（=やや不満+大変不満）が27.1%とほぼ三分化されるが、不満とするものは相対的に少ない。

仕事量確保の状況については、事業所の多くが「仕事に繁閑があり、仕事量の継続的確保が難しい」（68.5%）を在宅就業導入に当たっての問題（複数回答）としている。在宅就業者自身も在宅就業の問題（複数回答）として「仕事量が一定していない」

(58.0%) を最も多くあげている。

事業所とのトラブルについては、「ある」とした在宅就業者(5.3%)は、少ないがみられる。その要因をみると、「報酬額が最初の約束と違う」、「報酬が安すぎり」、「納期の問題」などとなっている。

なお、事業所において在宅就業導入について予想した項目(複数回答)のうち、「受注量の増減に柔軟に対応できる」(76.9%)が最も多い。

(3) 在宅就業者の作業等

出社の状況については、打合せ、材料・用品等の受領あるいは製品等の受渡しのため、事業所へ出社する在宅就業者(82.1%)が多い。

用品等の負担については、フロッピーディスク等を「会社の全額負担」とする事業所(70.4%)が多い。

✓在宅就業者の1日の作業時間については、「4時間未満」(24.6%)が最も多く、次いで、「5時間以上6時間未満」(20.8%)、「4時間以上5時間未満」(15.9%)であるが、「8時間以上」(15.0%)も相当みられる。週作業時間は、「20時間以上30時間未満」(20.3%)が最も多く、次いで、「10時間以上20時間未満」(19.8%)、「30時間以上40時間未満」(19.3%)、「40時間以上50時間未満」(9.2%)となっているが、週「50時間以上」(6.8%)作業する者もある。

主な作業時間帯については、「午後」に作業する者(65.2%)が多く、次いで「午前中」(46.4%)、「夜」(42.0%)となっている。深夜時間帯(午後11時以降)に作業する者(10.6%)もある。

健康管理については、在宅就業者から「健康上の問題に関する相談・訴え等」があったとする事業所(6.5%)は少ないが、在宅就業者に対する「定期健康診断」を実施している事業所(3.7%)は、わずかしかない。

VDT作業時間についての指示、指導を行っている事業所(7.4%)は、少ない。

また、作業環境改善のための補助、援助を行っている事業所(10.2%)も少ない。

在宅就業者自身は、在宅就業の問題（複数回答）として「目が疲れやすい」（40.6%）、「肩こりがする」（22.7%）など、体の不調をあげている。

2 在宅就業の問題点

この調査の対象となった在宅就業者は、基本的に、特定の事業所への依存関係が高いことなどから事業所の意向に左右されやすいと考えられるところであるが、具体的な問題点をあげれば次のとおりである。

（1）契約等をめぐる問題点

イ 就業条件の明示は、ほとんどが口約束によっており、トラブル発生の原因ともなっているとみられる。また、トラブルが発生した場合にその早期解決を困難にするのではないかと考えられる。

ロ 仕事量について、事業所の多くは、「仕事量の継続的確保が難しい」とし、また、「受注量の増減に柔軟に対応できる」ことを在宅就業の導入目的としている。他方、在宅就業者にとっては、仕事量は安定していないこととなり、仕事量が一定していないことが在宅就業の問題となっている。

また、報酬については、出来高によっており、その単価のバラツキは大きい。

ハ 機器については、在宅就業者が準備しているものの割合が多く、かつ、「会社の機種と互換性のある機種使用」が契約の重視事項となっている。在宅就業者の当初負担が大きいのでそれに見合う仕事量の確保が必要となるが、その保障があるかという面から問題がないわけではない。

さらに、講習業者や機器販売を目的とした業者の勧誘により機器を購入したような場合には、仕事量の確保についてトラブルが生じるおそれがある。

(2) 作業時間をめぐる問題点

長時間作業を行う者がみられる。また、深夜作業者もみられるが、これについては納期等からやむを得ず深夜作業に及ぶ場合もあり問題である。

(3) 安全衛生をめぐる問題点

イ 在宅就業者のかなりの割合が目の疲れ、肩こり等を在宅就業の問題としている。

ロ 在宅就業者に対する健康診断実施事業所は少なく、作業環境改善のための補助・援助も少ないなど、在宅就業者の安全衛生に関する事業所の配慮はほとんど行われていないとみられる。

ハ VDT作業に関する健康管理が徹底されていない。

(4) 在宅就業をめぐるトラブル等

事業所との間でのトラブルは多くはないものの、報酬、納期等に関しトラブルがあったとする在宅就業者がみられる。また、トラブルに至らない場合でも、在宅就業者は単一の事業所への依存関係が高いなどの状況から、問題があってもトラブルとして表面化しないことも考えられる。

3 当面の対策

以上、調査結果に基づき印刷関係のワープロ作業を中心とした在宅就業の実態、それに伴う問題点について検討したが、これらにかんがみ当面の対策を述べれば、次のとおりである。

(1) 継続的に実態把握に努めること。

労働省が実施した調査は、印刷関係の仕事を請け負ってワープロ作業を行う在宅就業者を中心としたものであるが、ワープロが今日広く普及している状況からみて、印刷業に限らず他産業でも在宅就業者にワープロ作業を発注しているものと考えられる。また、新たなワープロ機器の開発、通信手段の発達等により、在宅就業者の行う作業内容が変化することが考えられ、これらに伴い生じる問題に適切に対応するためには、在宅就業としてのワープロ作業の実態についてさらに把握していく必要がある。

(2) 契約をめぐってトラブル等が生じないよう、報酬計算基準、納期等を含め書面によりその内容を明らかにすること。

就業条件の明示は口約束がほとんどであり、トラブルの中には報酬額が最初の約束と違うことなどもある実情からすれば、書面契約により就業条件を明らかにする必要がある。

なお、将来は、通信手段の発達により、1事業所の発注する在宅就業者のエリアが広域化することが予想される。その場合の事業所と在宅就業者との契約に関し特に考慮すべき点があるか、また、トラブルを防止するために特別の方法をとるべきかなど検討する必要がある。

(3) 作業時間の適正化を図ること。

在宅就業者の中には、長時間作業を行っている者がみられ、また、深夜作業を行っている者もみられるところであり、作業時間の適正化を図る必要がある。

作業時間に関し、在宅就業者の多くは在宅就業を行う理由として自分で就業時間を自由に決められることをあげているところでもあり、在宅就業者自身が作業時間の自己管理を行うことが望ましい。また、事業所は、発注業務の作業量・納期により在宅就業者

の作業時間に影響を与える立場にあることに留意し、その作業を適正な範囲内の作業時間で行い得る作業量、納期等の設定に努める必要がある。

(4) VDT作業に関する健康管理対策の周知徹底を図ること。

VDT作業に従事する雇用労働者に対しては「VDT作業のための労働衛生上の指針について」が示されているが、VDT作業に従事する在宅就業者に対してもこれに準じた対策を講じる必要がある。

なお、災害に対する保険等の在り方については、雇用労働者に対する取扱いや在宅就業者における災害発生状況等の推移をみながら、検討することが望ましい。

(5) 仕事量の調整等を図ること。

事業所の立場からすれば発注作業量に変動が生じることはやむを得ないが、事業所は、発注時期が集中しないようにすること、納期までの期間の設定を長期化することなどにより、在宅就業者の仕事の安定を図ることが可能であり、在宅就業者の仕事の繁閑に対する事業所の配慮が必要である。

また、事業所は、在宅就業者が自ら機器を準備した場合には、仕事量、報酬の単価等においてその事情を考慮すべきである。

なお、報酬の単価があまりにも低廉な場合には、改善が必要である。

4 家内労働法の適用

(1) 家内労働法適用についての考え方

ワープロ作業を行う在宅就業者に対して上記の当面の対策を講じる必要があるが、これらの在宅就業者のうち家内労働法が適用される者については、基本的には、家内労働

法に基づく対策を徹底することによりこれを確保できると考えられる。とりわけ、これまでのタイプ打ち作業者の多くは現行家内労働法の適用を受けてきたところであり、タイプ打ち作業に代替しつつある印刷業のワープロ作業を行う在宅就業者に対しては、当面の対策を実施する必要性が高いと考える。

この場合に、家内労働法の適用に当たっては、同法第2条の定義に該当することが前提となるのは当然である。これに関しては、ワープロ作業を行う在宅就業は立法当時予想していなかった形態でありその実態に即して適用の有無を検討する必要があるが、現行家内労働法に照らし、解釈上次のように考えることができる。

なお、現行家内労働法の適用の範囲外となる在宅就業者については、将来の問題として在宅就業一般に対する制度上の検討を加える必要があると考える。

イ 「製造又は加工等」について

家内労働法第2条第2項においては、委託者から原材料の提供等を受けて物品の「製造又は加工等」に従事する者を家内労働者としており、ワープロ作業においてこれらの行為が行われるかどうかが問題となる。

ワープロ作業の中心は、原稿に従いワープロの所定のキーに触れて、電気信号を発生させるよう機械に指示する作業である。この作業により生じた電気信号は、ワープロの内部記憶装置に保存され、その内容は確認のため画面に表示され、最終的にはフロッピーディスク等の外部記憶媒体に保存されるのが通常である。これらの各段階において、電気信号がワープロの内部記憶装置又は外部記憶媒体に保存されており、かつ、所定の方法・機器を使用すればその内容は再現できるものである。

印刷業の在宅就業においては、在宅就業者の作成・保存する電気信号は、外部記憶媒体の受渡し、通信回線による電送等により印刷業者の機械に移され、印刷物作成に利用される。

したがって、ワープロ作業は、所定の電気信号等を発生させ、ワープロの内部記憶装置又は外部記憶媒体にその電気信号を保有させる作業を含むものであって、家内労

動法にいう「製造又は加工等」との関係では、内部記憶装置又は外部記憶媒体に対し物理的に加工することとなる。

□ 委託に係る「物品」について

委託者が家内労働者に対して行う委託について、家内労働法第2条第1項は、「物品を提供」し又は「物品を売り渡」し、家内労働者がその物品を部品、附属品又は原材料としての物品の製造又は加工等を行うことを要件としている。ワープロ作業においてはこの提供又は売渡し（以下、「提供等」という。）に係る物品は何かということが問題となる。

前イのように、ワープロ作業の場合には「製造又は加工等」は内部記憶装置又は外部記憶媒体への加工と考えられるところであるが、内部記憶装置については、ワープロ本体は家内労働者へ提供等がなされるものではない。そこで、委託に係る物品の提供等に関しては、外部記憶媒体の提供等があるかどうかであるが、例えば、ワープロ作業者が発注者から外部記憶媒体を受け取り原稿にしたがってこれに入力するような場合には、家内労働法にいう提供等があるものとみられる。

(2) 家内労働法の適用のない在宅就業者に関する指導

ワープロ作業を行う在宅就業者のうち家内労働法の適用がないものに対しては、これらの者についても当面の対策を講じる必要があるので、同法の適用を受ける家内労働者に準じた対策を行政指導することが望ましい。

5 今後の展望

(1) 在宅就業としてのワープロ作業についてみれば、これまで急速に増加してきたところであるが、今後の長期的な展望においては、技術進歩に伴い音声入力による機器など現

在より簡易な方式がさらに広く普及することも予想される。その場合には、ワープロ作業者が増加し、競争による工賃の低下、作業時間の延長等を生じるなど、労働条件低下のおそれがある。また、入力が容易になると、ワープロ作業の外注自体が少なくなり、このことが在宅就業としてのワープロ作業の基盤に影響を与えることも考えられる。

(2) 現在、社会経済の情報化が随所で指摘されているところである。情報化の進展に伴い、情報機器の開発、普及とその利用技術は急速な進歩をみている。将来は、現在では予想もつかない分野での情報機器が出現することになるかもしれない。また、情報機器の高性能化、小型化、低価格化から、各種の機器が家庭に入ることも予想される。

その場合に在宅就業として行われる作業の領域は広範囲のものとなろう。現在でも在宅就業としてワープロ作業以外にプログラミング等種々のものが存在し、その作業内容も様々である。例えば、在宅でのプログラミング作業の場合には、発注者のところまで打合せのために出社しなければ全体作業の一環としての業務の遂行が不可能な場合が多いとみられる。在宅就業の作業内容は、今後さらに多様に展開していくものと考えられる。

また、例えば、現在、パソコンを用いた在宅就業は情報サービス業等の第三次産業の一環として行われており、在宅就業の業種的広がりは大きい。今後も、情報機器の発達、利用技術の進歩等により、広範な業種で在宅就業が行われる可能性がある。

(3) 在宅就業の作業内容等は変化が激しく、また、多様化が予想され、その正確な実態を把握することは容易ではないと考えられる。さらに、在宅就業については、作業が自宅等で行われることに伴う実態把握の困難さもある。しかし、今後の社会の情報化、その中での在宅就業の増加と重要性を考えれば、多様な視点からこれらの動向を把握しながら、在宅就業者に対する対策に努めることが必要である。

(4) 本研究会は、労働省の実施した調査に基づき、印刷関係のワープロ作業を行う在宅就業者を中心にその対策等を検討してきた。将来の情報機器の発展を現時点で見通すこと

は困難であり、今後とも、個別の作業実態等についての把握を積み重ねつつ対応を検討することが望ましいと考える。その検討の際には、在宅就業は、拘束性の少ない就業形態であって就業者の自由な就業を可能にするという点において就業機会の選択の幅を広げるものであり、特に家庭責任を持つ女性、さらには高齢者や障害者になじむ働き方ともみられ、このような観点をも踏まえた検討が必要であると考えられる。

(参考)

在宅就業問題研究会委員名簿

(各側五十音順、敬称略)

(学識経験者) 佐藤博樹 法政大学経営学部助教授

諫訪康雄 法政大学社会学部教授

高橋久子 勤労者福祉振興財団顧問

仁田道夫 武藏大学経済学部教授

(労働者側代表) 岡村省三 日本労働組合総連合時短センター局長

(使用者側代表) 丹下一男 日本経営者団体連盟賃金労務管理部長

